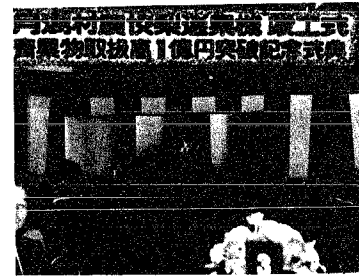


県内初 除袋機付梨選果機完工

省力と味セーキの特産化に期待

月瀧村農協が新農業構造改善事業により進めてきた県内初の除袋機付梨選果機が完成し去る五月二十七日、竣工式が青果物取扱高一億円突破記念式典を兼ね合わせて昨年八月に完成した梨選果場において挙行されました。(写真)

式典には、新潟農政事務所次長ら関係機関団体の代表者約八十名が出席し、来賓より消費者ニーズに応えた最新鋭の高性能機械が導入されたこととこれを契機に一層の技術の研鑽と栽培農家が一体とな



▲導入された県内初の除袋機付梨選果機
「味セーキ」とは……太陽光線をよくあて農薬が付着しないように、パラフィン紙一重袋で栽培した、クリーンでデリシャスな二十世紀ナシです。

導入したものです。選果機も重量式と形状がボタンひとつで簡単に切り替えることができ、梨・桃など作目、品種の特性に応じた適正選果により市場での評価が高まるものと期待されています。

選果機は三条型で、一日当りの処理能力は30t。農協では、今冬の豪雪被害により影響が出るものの一刻も早く系統共販率を高める運動を展開し施設の有効利用を呼びかけることとしています。

併せて行なわれた青果物取

扱い高一億円突破記念式典では、大別当の深沢幸雄さんから六名が表彰され萬雷の拍手が寄せられておりました。

◎主な施設の概要
形状重量併用式選別機 (三条型) 一台

運営委員と 監事を委嘱

青少年育成月瀧村民会議は五月十六日付をもって委嘱しました。青少年育成のため努力していただきますが村民皆様方より一層の御支援・御協力をお願いします。

運営委員 (敬称略)

氏名	住所	氏名	住所
◎狩谷 雅夫	月瀧	関根 忠子	月瀧
◎近藤 忠尚	"	北 春子	西萱場
◎金子賢太郎	大別当	田辺 ミチ	"
諏訪 修	"	落田 正子	"
高木 隆夫	"	佐藤 誠一	曲通
齊藤 孝一	"	野沢真知子	"
梅沢チヨ子	月瀧	野沢 優子	"
鷲尾 勝行	"	金塚アヤ子	"
本間 正義	"	野内 澄子	東長島
長沼禎二郎	"	中村 キイ	"
平原 実	"	児玉 稔	木滑
		小林 直治	"
		大橋 友子	"
		田中 正弘	釣寄
		塩浦 博子	釣寄新
		小山 久司	"
		◎印会長	◎印刷会長
		鏡 栄作	大別当
		青柳 正二	月瀧
		星野与一郎	"
		関本 武夫	西萱場
		木村 恭尚	曲通
		白倉 隆	東長島
			順不岡

簡易水道 第二次拡張工事に着手

月瀧村簡易水道第二次拡張工事の地鎮祭が去る五月二十七日行われました。

昭和五十六年度から計画された浄水施設改良工事は第一次工事が五十七年度で完了。第二次工事が今年度、総工費九、〇五〇万円で拡張整備されます。

取水導水施設、着水井、薬品室、同注入施設、同攪拌機等が先回の工事で完備され、今年度「急速ろ過機装置施設」二基を新設。又、既設の配水池二四〇tの貯水槽に緩速ろ過池を改良し、八四〇tとなり、これに伴い使用水量が、今までの二時間から約九時間



に伸びることになります。夜間用の配水ポンプ一台と停電時用の自家発電機も新設することになっており、最近の生活環境の向上と、水需要の上昇に対応できるものと期待されています。

なお、来年度は配水管の整備が計画されています。

▲納入をする月瀧村長

入札結果公表

- 一、工事名
月瀧村簡易水道第二次拡張事業浄水設備改良工事
昭和60年5月10日
三、落札業者
新潟市 新潟企業株式会社
六八、〇〇〇千円
- 二、入札年月日
昭和60年5月15日
三、落札業者
中之口村 株式会社宮川組
二二、五〇〇千円
- 一、工事名
月瀧村簡易水道第二次拡張事業土木建築工事
昭和60年5月15日
三、落札業者
中之口村 株式会社宮川組
二二、五〇〇千円

登記印紙で納付

登記簿謄抄本等の
手数料

昭和六十年七月一日から登記所の経理が特別会計によって行われ、これに伴い、不動産登記簿や商業・法人登記簿等の謄抄本交付、閲覧、証明等の申請に要する手数料は、従来のように「収入印紙」ではなく、「登記印紙」によって納めていただくことになりました。

この登記印紙は、七月一日から全国の集配郵便局や登記所の最寄りの郵便局、印紙売りさばき所で販売され、登記簿の謄抄本等の手数料を納付する場合だけに使用するもの

- 一、工事名
農村総合整備モデル事業
集排第21号排水路工事
二、入札年月日
昭和60年5月21日入札不調により5月22日随意契約
- 三、契約業者
巻町 株式会社吉田建設
四、契約価格
五、八五〇千円

であり、売買や相続等による所有権移転、抵当権設定、会社の設立、取締役等の変更等の登記の申請の際納付する登録免許税は、これまでどおり収入印紙で納付していただきます。おましがいのないようお願いします。

また、七月一日から登記簿の謄本、抄本等の手数料額は次のように改定されます。

◎登記簿の謄本・抄本
一通 四〇〇円(一通が十枚を超えるものは、その超える枚数五枚ごとに百円加算となります。)

◎登記簿の閲覧
一 不動産 二〇〇円

◎登記事項の証明
一 件 二〇〇円

◎印鑑証明書
一 件 二〇〇円

